

別添資料一覧

別添資料 No.	資料項目	備考
1	監督対象子会社の名称	
2	監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額	
3	監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨	
4	監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合	
5	自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職	
6	禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	
7	施行規則第22条の7第1号に定める設備部門	
8	接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程	経営上の秘密の観点から非公表
9-1	他の電気通信事業者との手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
9-2	当社設備部門以外の部門からの手続の実施の経緯・接続の条件の概要	
10	施行規則第22条の7第14号の規定により行った監視の結果	
11	接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況（各社ごと）	

監督対象子会社の名称

1	株式会社NTT東日本-南関東
2	株式会社NTT東日本-関信越
3	株式会社NTT東日本-東北
4	株式会社NTT東日本-北海道
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
6	株式会社NTT東日本サービス
7	NTTタウンページ株式会社
8	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社
9	テルウェル東日本株式会社
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション
12	アイレック技建株式会社
13	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーサービス
14	エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社
15	NTT印刷株式会社

監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

1. 株式会社NTT東日本—南関東

委託した業務の内容			委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、SI受託業務等	

2. 株式会社NTT東日本—関信越

委託した業務の内容			委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、SI受託業務等	

3. 株式会社NTT東日本—東北

委託した業務の内容			委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、SI受託業務等	

4. 株式会社NTT東日本—北海道

委託した業務の内容			委託額
電気	営業業務	営業企画業務、販売業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務、人事、経理業務等	
附帯業務等		情報機器販売、SI受託業務等	

5. 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー

委託した業務の内容			委託額
電気	営業業務	専用サービス等の注文受付業務等	
通信	設備業務	設備構築・管理・保守業務等	
業務	共通業務	総務系業務支援システムの運用・保守業務等	
附帯業務等		SI受託業務等	

6. 株式会社NTT東日本サービス

委託した業務の内容	委託額
116受付、加入権業務 等	

7. NTTタウンページ株式会社

委託した業務の内容	委託額
電話帳発行、番号案内、 タウンページ情報販売 等	

8. エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

委託した業務の内容	委託額
土木設備等の設計・工事・保守業務 等	

9. テルウェル東日本株式会社

委託した業務の内容	委託額
電報受付・配達、料金回収、 加入権取扱い業務、公衆電話キャビネット等の設置・ 保守業務 等	

10. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ

委託した業務の内容	委託額
注文受付業務 等	

11. 株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

委託した業務の内容	委託額
テレホンカード販売等	

12. アイレック技建株式会社

委託した業務の内容	委託額
地下ルート図作成等	

13. 株式会社エヌ・ティ・ティエムイーサービス

委託した業務の内容	委託額
局内工事業務等	

14. エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社

委託した業務の内容	委託額
コンサルティング業務 等	

15. NTT印刷株式会社

委託した業務の内容	委託額
パンフレット等印刷 等	

監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

	会社名	再委託
1	株式会社NTT東日本-南関東	あり
2	株式会社NTT東日本-関信越	あり
3	株式会社NTT東日本-東北	あり
4	株式会社NTT東日本-北海道	あり
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	あり
6	株式会社NTT東日本サービス	あり
7	NTTタウンページ株式会社	あり
8	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	あり
9	テルウェル東日本株式会社	あり
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	あり
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	あり
12	アイレック技建株式会社	あり
13	株式会社エヌ・ティ・ティエムイーサービス	あり
14	エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社	あり
15	NTT印刷株式会社	あり

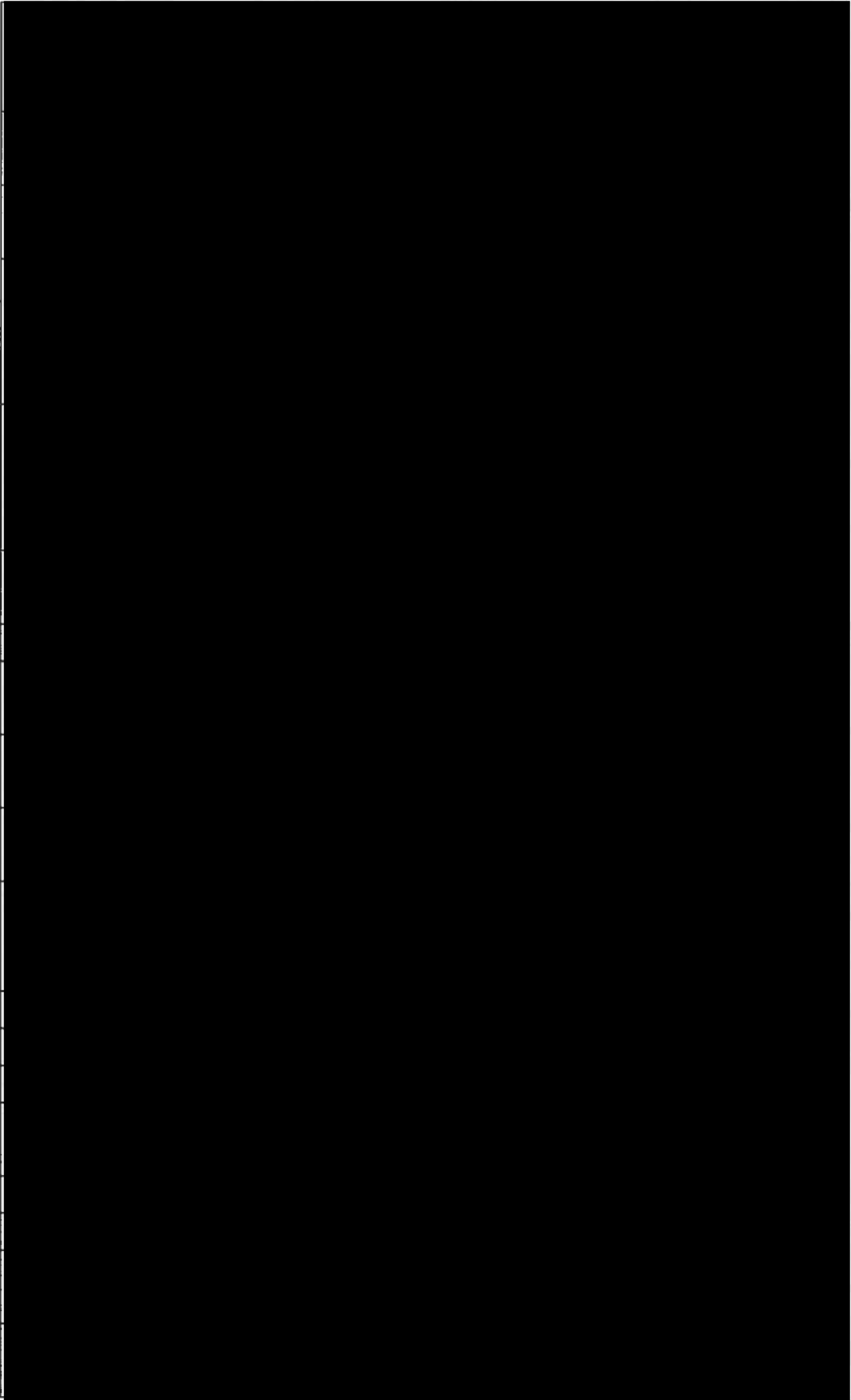
監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

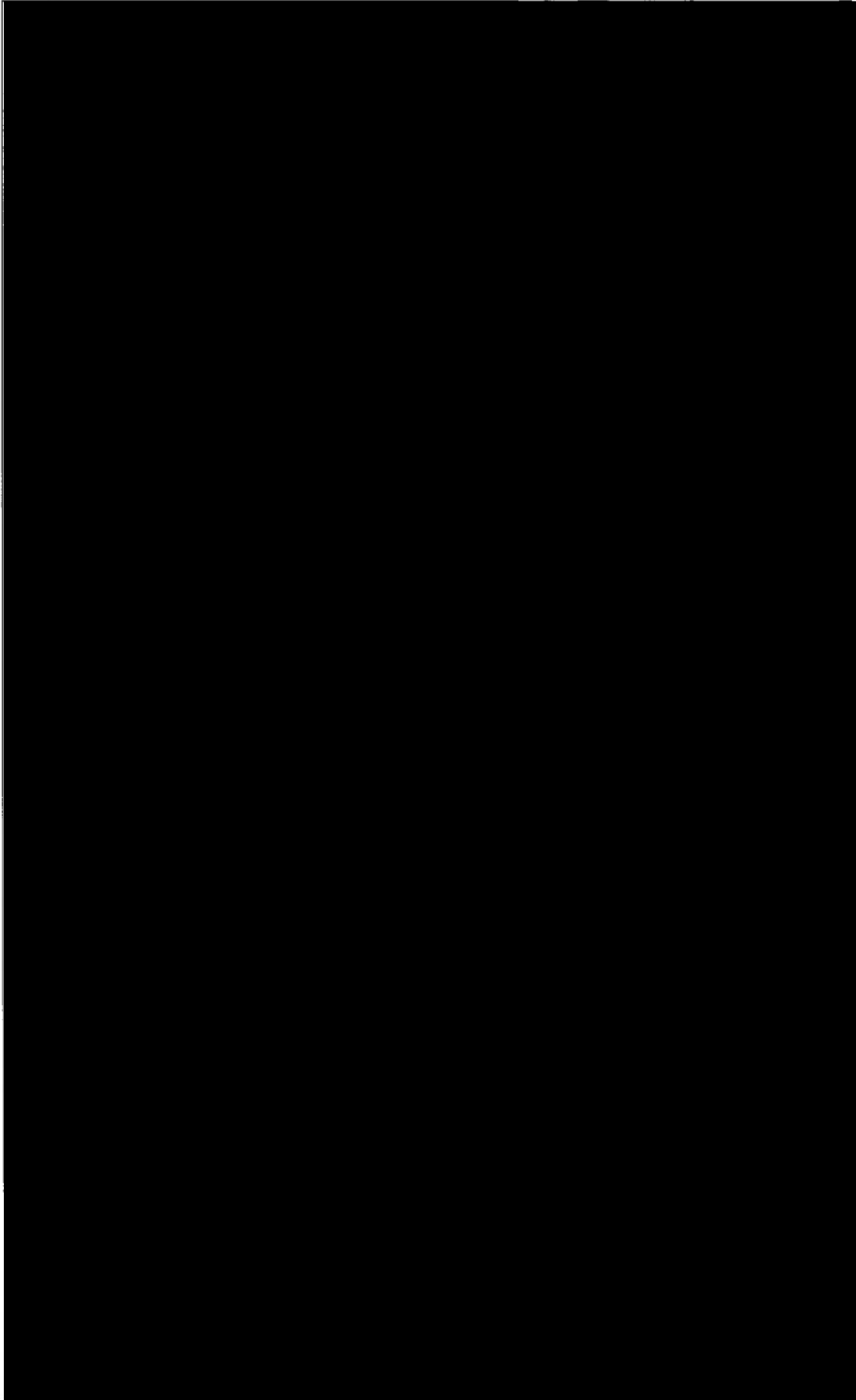
	会社名	自己及び子会社	議決権の割合
1	株式会社NTT東日本-南関東	東日本電信電話株式会社	100%
2	株式会社NTT東日本-関信越	東日本電信電話株式会社	100%
3	株式会社NTT東日本-東北	東日本電信電話株式会社	100%
4	株式会社NTT東日本-北海道	東日本電信電話株式会社	100%
5	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	東日本電信電話株式会社	100%
6	株式会社NTT東日本サービス	東日本電信電話株式会社	100%
7	NTTタウンページ株式会社	東日本電信電話株式会社	100%
8	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	東日本電信電話株式会社	100%
9	テルウェル東日本株式会社	東日本電信電話株式会社	91.67%
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	東日本電信電話株式会社	85.84%
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション	東日本電信電話株式会社	69.90%
12	アイレック技建株式会社	東日本電信電話株式会社	52.00%
13	株式会社エヌ・ティ・ティエムイーサービス	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	100%
14	エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ	100%
15	NTT印刷株式会社	NTTタウンページ株式会社	60.70%

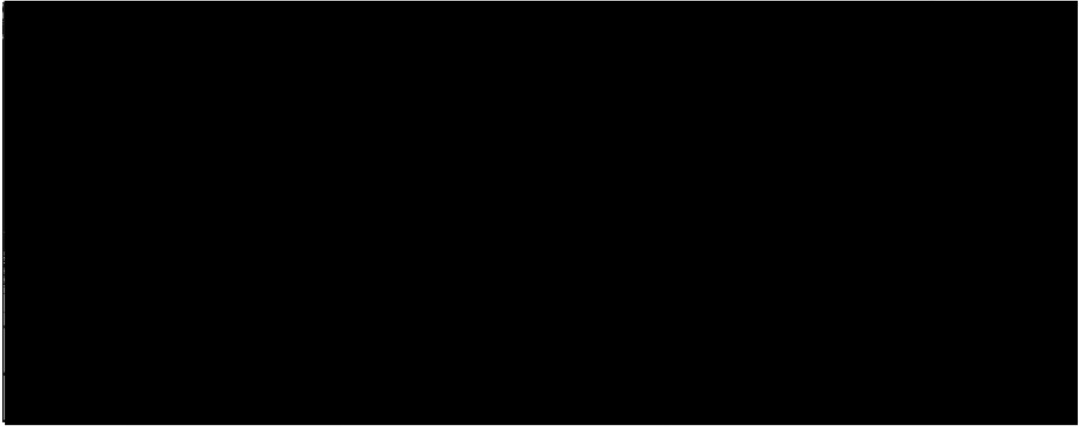
自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は
当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

1. 株式会社NTT東日本-南関東

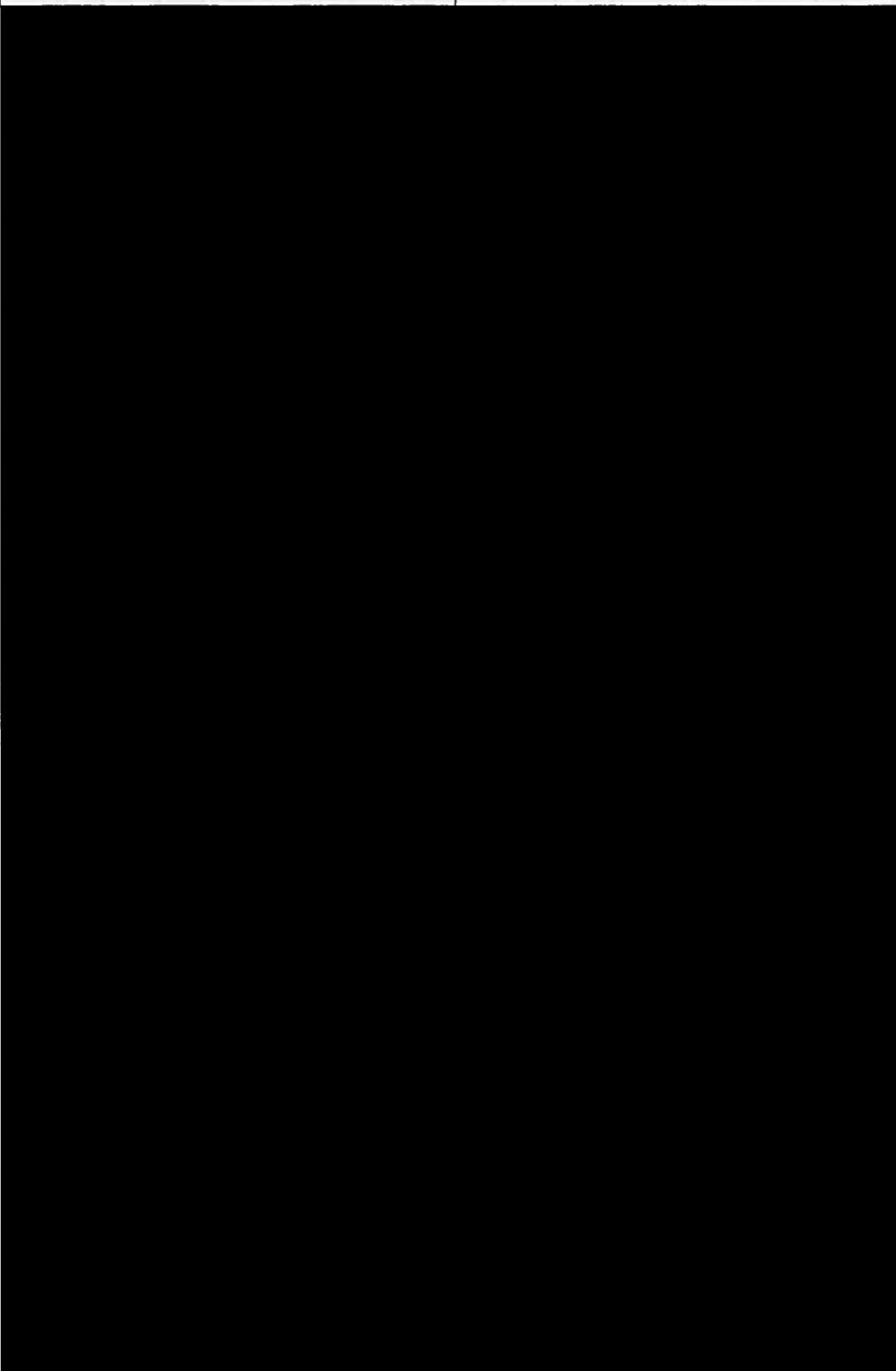
東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職



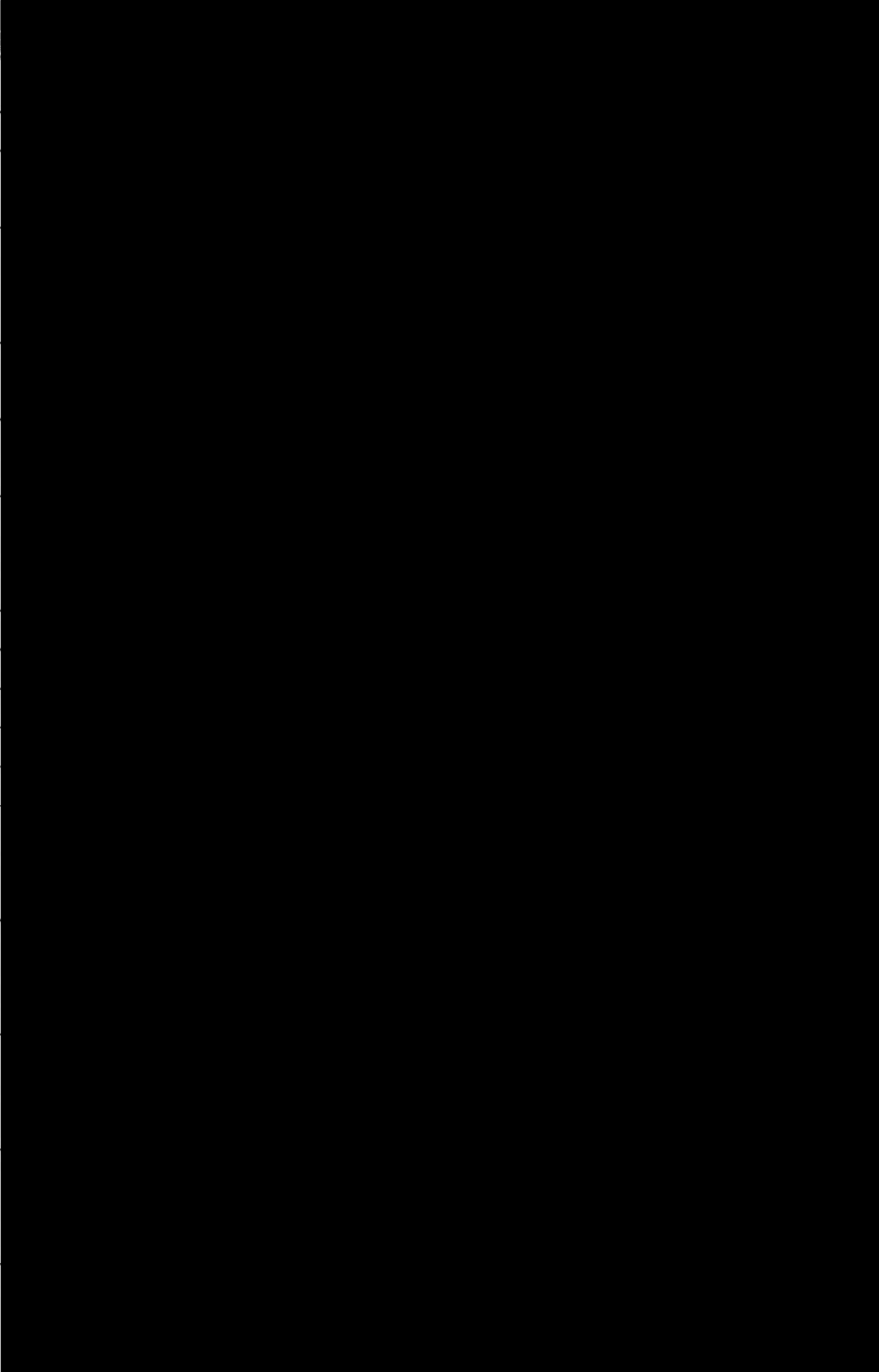




2. 株式会社NTT東日本一関信越

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
	

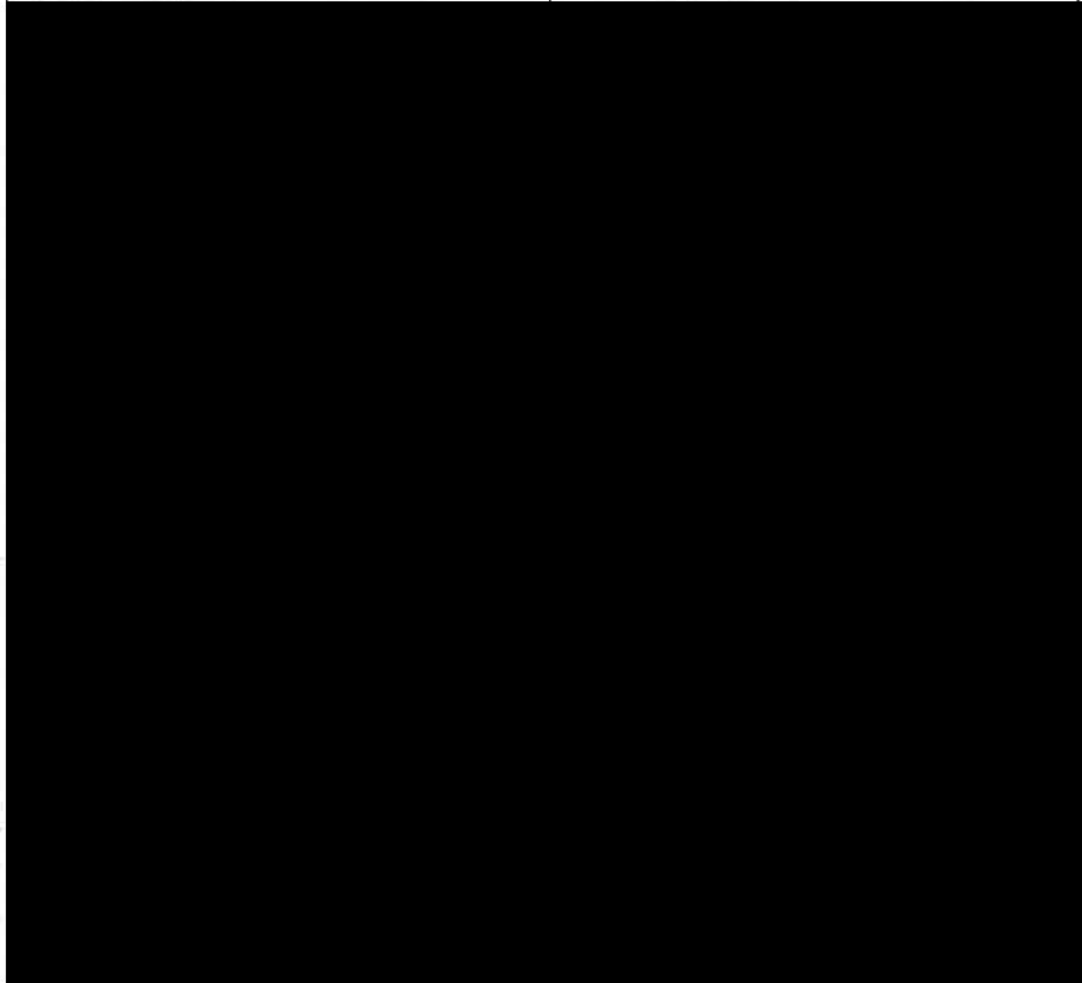
3. 株式会社NTT東日本一東北

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
	



4. 株式会社NTT東日本ー北海道

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
-------------------	---------------



5. 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
-------------------	---------------





6. 株式会社NTT東日本サービス

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

7. NTTタウンページ株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

8. エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

9. テルウェル東日本株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

10. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

11. 株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

12. アイレック技建株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

13. 株式会社エヌ・ティ・ティエムイーサービス

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

14. エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社

東日本電信電話株式会社における役職	監督対象子会社における役職
[Redacted]	

15. NTT印刷株式会社

該当なし

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT東日本-南関東

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.10
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.11.17~H28.2.29
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.8.31~H27.9.17 H28.3.1~H27.4.10
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画部 業務監査部門 業務監査担当)	H27.10.19~H28.4.19
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の現地による監査の実施	H27.8.31~H28.2.10
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT東日本-関信越

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.2.24
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.12.11
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.8.28~H27.9.25 H28.3.1~H28.3.25
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:総務部 財務部門 監査担当)	H27.8.10~H27.8.24 H28.4.11~H28.4.26
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.9.7~H27.9.18
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT東日本-東北

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.10
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H28.1.8~H28.2.24
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.9.15 H28.3.9~H28.3.23
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:総務部 財務部門 考査担当)	H27.7.13~H27.7.17 H28.3.30~H28.4.22
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.11.30~H27.12.11
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT東日本-北海道

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.31
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.14
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H28.1.29~H28.2.19
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: █████ (実施率:100%)	H27.9.4~H27.9.25 H28.3.11~H28.3.25
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画部 事業計画担当、総務部財務部門審査室)	H27.6.15 H28.4.28
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.6.15~H27.6.19
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.4
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H28.2.8~H28.2.10
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.10.1~H27.12.31
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.11~H27.9.30 H28.3.11~H28.3.31
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:財務部 業務監査室)	H27.5.18~H27.9.18 H27.11.16~H28.3.10
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.11.9~H27.11.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社NTT東日本サービス

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H26.7.1 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H26.7.1 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H26.7.1 改定:H28.3.1
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H26.7.1
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.12.18~H28.1.19
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.9.30 H28.3.1~H28.3.31
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け(ただし、当該期間において再委託の実績はなし)	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 総務人事部門 監査担当)	H27.6.15~H28.4.22
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.6.9~H27.6.12
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.25
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H28.1.15
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.29~H27.11.13
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.4~H27.9.28 H28.3.8~H27.3.25
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:財務部 考査室)	H27.6.1~H28.1.13 H28.4.5~H28.4.25
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.11.9~H27.11.13
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.18
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H28.1.20
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.11.5~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.14~H27.9.30 H28.3.14~H28.3.31
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:総務経理部 業務監査室)	H27.9.14~H27.9.30 H28.3.14~H28.3.31
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H28.2.29~H28.3.4
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.4.1
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.12.17~H28.2.5
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.9.18~H27.12.10
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: █████ (実施率:100%)	H27.10.1~H27.10.15 H28.2.15~H28.4.20
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営企画部 法務考査部門)	H27.5.18~H28.2.18 H28.4.1~H28.5.11
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.10.26~H27.10.30
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ・ソルコ

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.16
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:取締役経営企画部長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.12.11~H28.1.28
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.9.27~H27.11.27
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: █████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.9.30 H28.3.1~H28.3.15
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画サービス本部 内部統制推進部門)	H27.5.22~H27.5.29 H28.2.5~H28.2.10
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H28.2.15~H28.2.19
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューション

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.2.29
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:常務取締役企画部長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: █████ (実施率: 100%)	H28.1.15
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: █████ (実施率: 100%)	H27.11.1~H27.11.26
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: █████ (実施率: 100%)	H27.9.9 H28.4.20~H28.4.25
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画部企画グループ)	H27.9.9 H28.4.20~H28.4.25
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H28.1.18~H28.1.22
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:アイレック技建株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.18
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ■■■■■ (実施率:100%)	H28.1.20
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ■■■■■ (実施率:100%)	H28.2.1~H28.2.26
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ■■■■■ (実施率:100%)	H27.9.29 H28.4.26
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:企画総務部 企画担当)	H27.9.29 H28.4.26
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.8.25~H27.8.28
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーサービス

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.2.29
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.12.11~H28.1.22
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ████████ (実施率:100%)	H27.10.26~H27.12.25
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ████████ (実施率:100%)	H27.9.1~H27.9.5 H28.3.1~H28.3.4
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:事業企画部 法務考査担当)	H27.6.16~H27.9.18 H28.1.12~H28.3.31
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.6.9~H27.6.12
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

社名:エヌ・ティ・ティ北海道テレマート株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H27.7.1
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H23.11.30 改定:H28.3.7
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: ■■■■■ (実施率:100%)	H28.1.29
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: ■■■■■ (実施率:100%)	H27.11.17~H27.11.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: ■■■■■ (実施率:100%)	H27.8.1~H27.8.15 H28.2.1~H28.3.1
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H27.4.1~H28.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:内部統制推進室)	H27.6.3~H27.9.30 H27.11.12~H28.2.26 H28.4.1~H28.4.28
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H27.8.24~H27.8.28
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

禁止行為について監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 第2号関連)

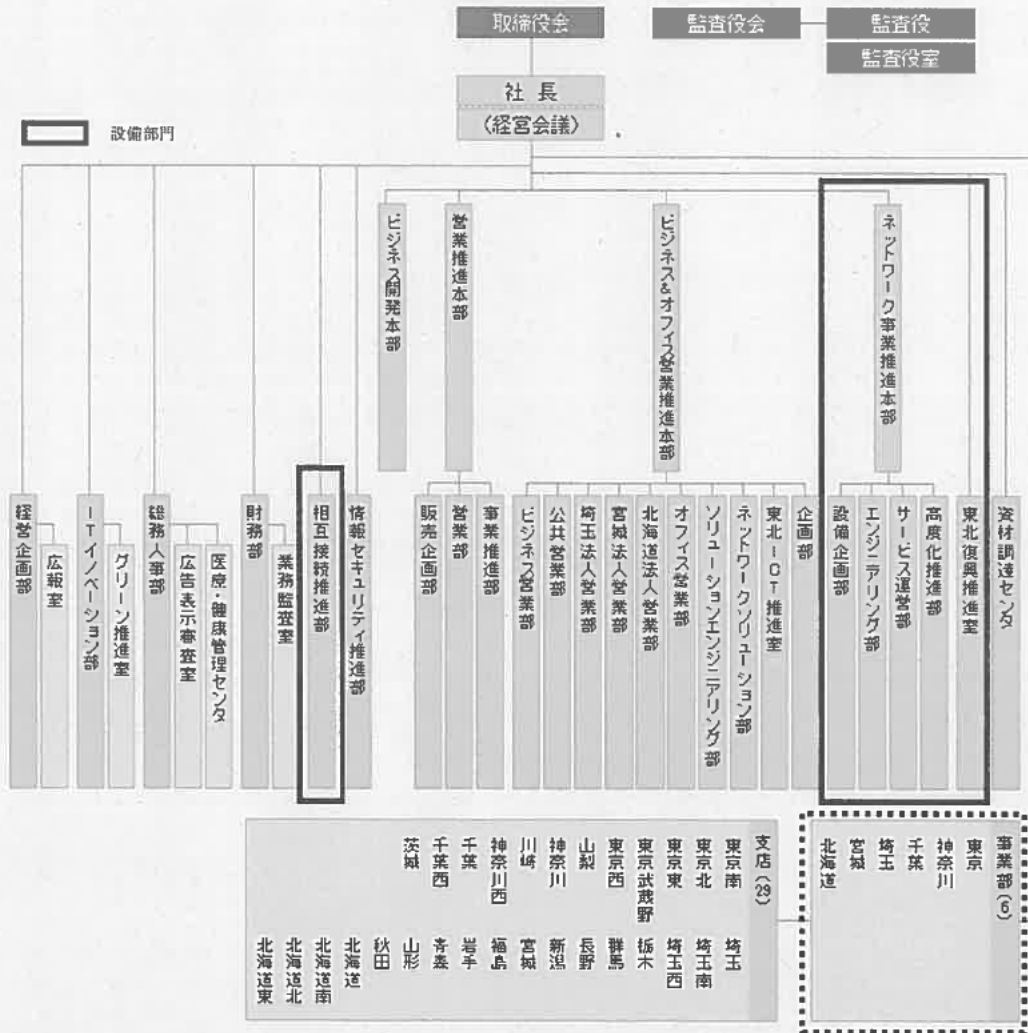
社名:NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
禁止行為に関する合意書 【口(2)①】	「禁止行為に関する合意書」の締結	締結:H24.1.18 改定:なし
禁止行為に関する規程 【口(2)①】	「禁止行為に関する規程」の制定	制定:H24.1.18 改定:H26.10.1
公正競争マニュアル 【口(2)①】	「公正競争マニュアル」の制定	制定:H24.1.18 改定:H28.3.16
禁止行為管理責任者 【口(2)②】	禁止行為管理者の配置 (禁止行為管理者:代表取締役社長)	H24.1.18
教育研修の実施 【口(2)③】	禁止行為に関する集合研修の実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H28.1.15
	禁止行為に関するe-ラーニングの実施 実施者数: █████ (実施率:100%)	H27.9.15~H27.10.30
事前確認・事後点検の実施 【口(2)④】	事前確認の実施	H27.4.1~H28.3.31
	事後点検の実施 対象となる直属上長数: █████ (実施率:100%)	H27.11.16~H27.11.20 H28.4.4~H28.4.22
再委託先管理 【口(2)⑤】	再委託契約の締結に際して、委託元の承諾の義務付け	H26.4.1~H27.3.31
自社の監査部門による監査 【口(2)⑥】	自社の監査部門による監査の実施 (実施部門:経営企画部 法務考査担当)	H27.11.4~H27.11.13 H27.12.17
NTT東日本の監査部門による監査 【口(2)⑦】	上記実施状況について、 NTT東日本の監査部門の実地による監査の実施	H28.2.22~H28.2.26
	NTT東日本の監査部門の書面による監査の実施	H28.4.28~H28.6.1
是正措置 【ハ】	該当なし	—

施行規則第22条の7第1号に定める設備部門

組織名称		
設備部門	相互接続推進部	
	ネットワーク事業推進本部	設備企画部
		エンジニアリング部
		サービス運営部
		高度化推進部
	東北復興推進室	
事業部	設備部	

設備部門の組織



各事業部における設備部を設備部門としています

(東) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第 22 条の 7 第 11 号<他社手続>関連)

◎ 納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・ 他社から平成 23 年 11 月 30 日以降に申込み、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数 (①申込日 (※1) ~ 回答日 (※2)、②申込日 ~ 提供可能日 (※3)、③申込日 ~ 工事完了日 (※4))

※1 他社から手続の申込みがあった日。

※2 当社が提供可能日等 (事前調査においては、接続の可否等) を回答した日。なお、第 21 条 (接続申込み) に規定する手続については、「回答日」を「承諾日」とする。

※3 最短で接続を開始することが可能となる日。なお、中継ダークファイバ、波長分割多重回線及び局内ダークファイバについては、接続を開始することが可能となる最長日とする。

※4 接続に係る工事が完了した日。

※5

※6 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等	件数	平均日数		
		①申込日 ~ 回答日	②申込日 ~ 提供可能日	③申込日 ~ 工事完了日
端末回線伝送機能 第 2 欄又は第 6 欄イ (加入ダークファイバ (シェアドアクセス方式))				
端末回線伝送機能 第 6 欄ア (加入ダークファイバ (シングルスター方式)) ※5				
端末回線伝送機能 第 4 欄 (電話重畳するもの) (DSL (ラインシェアリング))		1	手続なし	10
端末回線伝送機能 第 4 欄 (電話重畳しないもの) (DSL (ドライカップ))		1	手続なし	18
端末回線伝送機能 (10 項協定によるもの) (電話 (ドライカップ))		1	手続なし	15
端末回線伝送機能 第 3 欄 (接続専用線) ※5			手続なし	
端末回線伝送機能 第 8 欄 (メガデータネッツ) ※5			手続なし	
端末回線伝送機能 第 9 欄 (NGN イーサ)			手続なし	

	端末回線伝送機能 第5欄 (ISM折返し機能)		手続なし		
	端末回線伝送機能 第7欄 (INSキャリアズレート)		手続なし		
	端末回線伝送機能 第1欄 (PHS基地局回線)		手続なし	手続なし	
コ ア ネ ッ ト ワ ー ク	優先接続機能		手続なし	手続なし	4
	一般番号ポータ ビリティ実現機 能	加入電話⇒ 他社	手続なし		
		ひかり電話⇒ 他社	手続なし		
		他社⇒他社	手続なし		
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)				
	端末系交換機能(優先接続機能及 び一般番号ポータビリティ実現機 能を除く)・加入者交換機接続用伝 送装置利用機能・市内伝送機能・ 中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		手続なし	手続なし	
	特別光信号中継 伝送機能	波長分割多重 回線			
分波光変換装 置 (WDMパッ ケージ)		手続なし	手続なし		
光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)					
事 前 手 続	第11条(事前調査の申込み)及 び第13条(事前調査の回答)に 規定する手続		手続なし	手続なし	
	第21条(接続申込み)に規定す る手続		手続なし	手続なし	
	第23条(接続用設備の設置又は 改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びW DMパッケージを除く)		手続なし	手続なし	
	第30条(接続用ソフトウェアの 開発の申込み)に規定する手続		手続なし	手続なし	
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査 及び設置申込み)及び第10条の 4(相互接続点の設置)に規定す る手続		10	手続なし	手続なし

管路・とう道	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）及び第10条の4（相互接続点の設置）に規定する手続			手続なし	手続なし
	電柱添架	第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続		手続なし	手続なし
ホームページ開示（無償）※6	第9条（当社の接続対象地域）に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
	第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第8項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第2項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の2（通信用建物の空き情報等の提供）に規定する手続	38	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の4（DSL回線との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	76	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の7（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）に規定する手続	871	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の8（接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供）に規定する手続	3	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の10（網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供）に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の11（網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供）に規定する手続	8,465	手続なし	手続なし	手続なし
	個別開示（有償）	第10条の2（事前照会）第2項第1号に規定する手続（接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）			手続なし
第10条の2（事前照会）第2項第2号に規定する手続（電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装				手続なし	手続なし

	置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)		
	第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続(MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続(当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続(光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続(光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続(光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続(光信号端末回線の提供可能時期及び伝送損失)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第9号に規定する手続(一般光信号中継回線の提供可能時期)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第10号に規定する手続(特別光信号中継回線の提供可能時期)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項第11号に規定する手続(その他様式に記載する必要がある事項に係る情報)	手続なし	手続なし
	第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調	手続なし	手続なし

	査及び接続の申込み)に規定する手続		
	第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続	手続なし	手続なし
	第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続	手続なし	手続なし
	第68条(手続費の支払義務)第1項第24号に規定する同一番号移転可否情報調査	手続なし	手続なし
	第68条(手続費の支払義務)第1項第30号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(DSL回線ごとの線路条件等に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(き線点情報に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項に規定する手続(き線点換算線路長に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)	手続なし	手続なし

	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第1号に規定する手続（光配線区域の範囲に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第2号に規定する手続（収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第3項第3号に規定する手続（光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査）		手続なし	手続なし
	第99条の6（光回線設備等に係る情報の提供）第4項に規定する手続（中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査）		手続なし	手続なし
個別開示 （無償）	第99条の9（宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
	第99条の12（電柱所有に係る情報の提供）に規定する手続		手続なし	手続なし
個別開示 （有償）	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）に規定する手続		手続なし	手続なし

◎納期に着目した手続に係る接続の条件の概要

- ・他社から平成23年11月30日以降に申込み、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期
- ・接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		条件規定条文		
アクセスライン	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアドアクセス方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合	
	端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイバ(シングルスター方式))	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合	
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合	
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から3週間以内)	
		イ	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)	
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)	
	特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア	第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・申込日から回答日(申込から6週間以内)
		分波光変換装置 (WDMパッケージ)	イ	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)

	光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前 手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から1年以内)
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月以内)
管 路 ・ と う 道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月半以内)
電 柱 添 架	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	第10条の13 (電柱添架の申込み) ・申込みの到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月以内)

情報開示 個別開示(有償)	第10条の2(事前照会) 第2項第1号に規定する 手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)
	第10条の2(事前照会) 第2項第2号に規定する 手続 (電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)
	第10条の2(事前照会) 第2項第3号に規定する 手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)
	第10条の2(事前照会) 第2項第4号に規定する 手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内) (3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内)
	第10条の2(事前照会) 第2項第5号に規定する 手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)
	第10条の2(事前照会) 第2項第6号に規定する 手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	第10条の2 (事前照会) ・ 申込日から回答日(申込から2週間以内)

<p>第10条の2（事前照会） 第2項第7号に規定する 手続 （光ファイバ化された電 話番号のうちメタル回線 への変更の可否）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
<p>第10条の2（事前照会） 第2項第8号に規定する 手続 （光信号端末回線の提供 可能時期及び伝送損失）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>
<p>第10条の2（事前照会） 第2項第9号に規定する 手続 （一般光信号中継回線の 提供可能時期）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>
<p>第10条の2（事前照会） 第2項第10号に規定す る手続 （特別光信号中継回線の 提供可能時期）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から6週間以内）</p>
<p>第10条の2（事前照会） 第2項第11号に規定す る手続 （その他様式に記載する 必要がある事項に係る情 報）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>
<p>第34条の10（光信号端 末回線のテープ分散に係 る確認調査及び接続の申 込み）に規定する手続</p>	<p>第34条の10 （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申 込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）</p>
<p>第99条の3（DSL回線 等に係る情報の提供）第1 項に規定する手続（DSL 回線ごとの線路条件等に 関する調査）</p>	<p>第99条の3 （DSL回線等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から3営業日以内）</p>
<p>第99条の6（光回線設備 等に係る情報の提供）第1 項に規定する手続（光回線 設備の伝送損失及び経過 年数調査）</p>	<p>第99条の6 （光回線設備等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>

(東)電気通信事業法施行規則 第22条の8第3号トに基づく報告
(電気通信事業法施行規則 第22条の7第12号<当社手続>関連)

◎納期に着目した手続の実施の経緯の概要

- ・当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申し込まれ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に完了した手続についての件数と平均日数(①申込日(※1)~回答日(※2)、②申込日~提供可能日(※3)、③申込日~工事完了日(※4))

- ※1 当社設備部門以外の部門から手続の申込みがあった日。
- ※2 当社設備部門が提供可能日等(事前調査に準ずる手続においては、第一種指定電気通信設備を用いることの可否等)を回答した日。なお、接続約款第21条(接続申込み)に規定する手続に準ずる手続については、同条の「回答日」を「承諾日」とする。
- ※3 最短で第一種指定電気通信設備を用いることが可能となる日。なお、中継ダークファイバについては、当該設備を用いることが可能となる最長日とする。
- ※4 第一種指定電気通信設備を用いるために必要な工事が完了した日。
- ※5 [Redacted]

※6 情報開示のうちホームページ開示によるものは、「情報の更新回数」を件数とする。

アンバンドル機能等	件数	平均日数		
		①申込日 ~ 回答日	②申込日 ~ 提供可能日	③申込日 ~ 工事完了日
アクセスライン	フレッツ光ネクスト(ファミリー・ハイスピードタイプ)(ファミリータイプ) (端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ) ※5	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	フレッツ光ネクスト(ビジネスタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	フレッツ光ネクスト(マンションタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	フレッツ・ADSL(利用回線型) (端末回線伝送機能 第4欄(電話重畳するもの))	0	手続なし	14
	フレッツ・ADSL(契約者回線型) (端末回線伝送機能 第4欄(電話重畳しないもの) ※5)	0	手続なし	31
	加入電話・INSネット64 (端末回線伝送機能(10項協定によるもの))	0	手続なし	14

コ ア ネ ッ ト ワ ー ク	一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス (端末回線伝送機能 第3欄)		手続なし	
	メガデータネット (端末回線伝送機能 第8欄)		手続なし	
	端末回線伝送機能 第9欄に相当する当社サービス (端末回線伝送機能 第9欄)		手続なし	手続なし
	フレッツ・ISDN (端末回線伝送機能 第5欄)		手続なし	
	INSネット1500 (端末回線伝送機能 第7欄)		手続なし	
	端末回線伝送機能 第1欄に相当する当社サービス (端末回線伝送機能 第1欄)		手続なし	手続なし
	マイライン (優先接続機能)		手続なし	4
	一般番号ポ ータビリテ ィ実現機能	加入電話⇒ひかり電話	手続なし	
		他社⇒ひかり電話	手続なし	
	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)			
端末系交換機能 (優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能 (GC/IC接続用伝送路)		手続なし	手続なし	
特別光信号 中継伝送機 能	波長分割多重回線	手続なし	手続なし	
	分波光変換装置 (WDMパッケージ)	手続なし	手続なし	
光信号局内伝送路 (局内ダークファイバ)		手続なし	手続なし	
事 前 手 続	第11条 (事前調査の申込み) 及び第13条 (事前調査の回答) に規定する手続		手続なし	手続なし
	第21条 (接続申込み) に規定する手続		手続なし	手続なし
	第23条 (接続用設備の設置又は改修の申込み) に規定する手続 (GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)		手続なし	手続なし
	第30条 (接続用ソフトウェアの開発の申込み) に規定する手続		手続なし	手続なし

コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続		—	手続なし	手続なし	
管 路 ・ と う 道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続		手続なし	手続なし	手続なし	
電 柱 添 架	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続		手続なし	手続なし	手続なし	
情 報 開 示	ホ ー ム ペ ー ジ 開 示 (無 償) ※6	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	12	手続なし	手続なし	手続なし
		第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第8項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第2項に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の2(通信用建物の空き情報等の提供)に規定する手続	38	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	76	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	871	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	3	手続なし	手続なし	手続なし
		第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	0	手続なし	手続なし	手続なし
	第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	8,465	手続なし	手続なし	手続なし	

個別開示 (有償)	第10条の2(事前照会)第2項 第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝 送装置又はケーブルその他の装 置等を設置することが可能な場 所の位置及び寸法)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整設備、二重 床その他接続に必要な装置等 の設置に付随して利用する周辺 設備に係る情報)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子 数及び未利用端子数並びに光主 配線盤の位置、光主配線盤の全 端子数及び未利用端子数)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接 続点を設置することの可否)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未 利用芯線数)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するた めに用いる伝送路設備の終端す る箇所の位置)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号 のうちメタル回線への変更の可 否)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第8号に規定する手続 (光信号端末回線の提供可能時 期及び伝送損失)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第9号に規定する手続 (一般光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし
	第10条の2(事前照会)第2項 第10号に規定する手続 (特別光信号中継回線の提供可 能時期)	手続なし	手続なし

第10条の2(事前照会)第2項 第11号に規定する手続 (その他様式に記載する必要がある事項に係る情報)	手続なし	手続なし
第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続	手続なし	手続なし
第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続	手続なし	手続なし
第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続	手続なし	手続なし
第68条第1項(手続費の支払義務)第24号に規定する同一番号移転可否情報調査	手続なし	手続なし
第68条(手続費の支払義務)第1項第30号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(DSL回線ごとの線路条件等に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(き線点情報に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項に規定する手続(き線点換算線路長に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査)	手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)	手続なし	手続なし
第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)	手続なし	手続なし

	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第1号に規定する手続(光配線区域の範囲に係る情報の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第2号に規定する手続(收容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第3号に規定する手続(光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査)	手続なし	手続なし
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)	手続なし	手続なし
個別開示 (無償)	第99条の9(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)に規定する手続	手続なし	手続なし
	第99条の12(電柱所有に係る情報の提供)に規定する手続	手続なし	手続なし
個別開示 (有償)	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)に規定する手続	手続なし	手続なし

◎納期に着目した条件の概要

- ・ 当社設備部門以外の部門から平成23年11月30日以降に申込まれ、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定するものに準ずる納期
- ・ 接続約款に記載のとおり、申込を大量に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、規定する期間を超える場合があります。

対象手続		準ずる接続約款の条件	
アクセスライン	フレッツ光ネクスト(ファミリー・ハイスピードタイプ)(ファミリータイプ) (端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト(ビジネスタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内) ※屋内配線の調査に時間を要しない場合
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内) ※屋内配線の提供に時間を要しない及び既設設備を用いて開通が可能な場合
	フレッツ光ネクスト(マンションタイプ) (端末回線伝送機能 第6欄ア)	ア	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)
		イ	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 申込日から提供可能日(申込から1ヶ月以内)
コアネットワーク	一般光信号中継伝送機能 (中継ダークファイバ)	ア	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から3週間以内)
		イ	第34条の2 (一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 回答日から提供可能日(回答から1ヶ月半以内)
	端末系交換機能(優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く)・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機能・中継伝送機能		第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)

	(GC/IC接続用伝送路)	
特別光信号中継伝送機能	波長分割多重回線	ア 第34条の7 (特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み) ・ 申込日から回答日(申込から6週間以内)
	分波光変換装置(WDMパッケージ)	イ 第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	光信号局内伝送路(局内ダークファイバ)	第34条の4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) ・ 局内ダークファイバにより接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から接続の準備を整える日(両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内)
事前手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第13条 (事前調査の回答) ・ 申込日から回答日 (1. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要がない場合は、申込から1ヶ月以内) (2. 当社の指定電気通信設備の設置又は改修の必要であると判断した場合は、4ヶ月以内)
	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続(GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第38条 (標準的接続期間) ・ 個別建設契約締結から工事完了日(個別建設契約締結から1年以内)
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第38条 (標準的接続期間) ・ 開発に着手した日から工事完了日(開発に着手した日から1年以内)
ロケーション	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間 (1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間) (2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は申込から1ヶ月)
管路・とっ道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3 (相互接続点の調査及び設置申込み) ・ 相互接続点調査申込が到達した日から回答日までの期間(申込から1ヶ月半以内)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">情報開示</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個別開示（有償）</p>	<p>電柱添架</p>	<p>第10条の13（電柱添架の申込み）に規定する手続</p>	<p>第10条の13 （電柱添架の申込み） ・申込みの到達した日から回答日までの期間（申込から1ヶ月以内）</p>
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第1号に規定する手続 （接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第2号に規定する手続 （電力設備、空気調整設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第3号に規定する手続 （MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第4号に規定する手続 （当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日 （1. 周辺設備等の設置又は改修が必要でない場合は、申込から2週間以内） （2. 相互接続点が当社の通信用建物内であって、周辺設備等の設置又は改修が必要な場合は、申込から1ヶ月以内） （3. 上記1. 2以外の場合は、申込から1ヶ月半以内）</p>	
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第5号に規定する手続 （光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	
	<p>第10条の2（事前照会） 第2項第6号に規定する手続 （光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所的位置）</p>	<p>第10条の2 （事前照会） ・申込日から回答日（申込から2週間以内）</p>	

第10条の2（事前照会） 第2項第7号に規定する 手続 （光ファイバ化された電 話番号のうちメタル回線 への変更の可否）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第8号に規定する 手続 （光信号端末回線の提供 可能時期及び伝送損失）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第9号に規定する 手続 （一般光信号中継回線の 提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第10号に規定す る手続 （特別光信号中継回線の 提供可能時期）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から6週間以内）
第10条の2（事前照会） 第2項第11号に規定す る手続 （その他様式に記載する 必要がある事項に係る情 報）	第10条の2 （事前照会） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）
第34条の10（光信号端 末回線のテープ分散に係 る確認調査及び接続の申 込み）に規定する手続	第34条の10 （光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の 申込み） ・ 申込日から回答日（申込から3週間以内）
第99条の3（DSL回線 等に係る情報の提供）第1 項に規定する手続（DSL 回線ごとの線路条件等に 関する調査）	第99条の3 （DSL回線等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から3営業日以内）
第99条の6（光回線設備 等に係る情報の提供）第1 項に規定する手続（光回線 設備の伝送損失及び経過 年数調査）	第99条の6 （光回線設備等に係る情報の提供） ・ 申込日から回答日（申込から2週間以内）

(東) 電気通信事業法施行規則 第 22 条の 8 第 3 号チに基づく報告

◎当社監視部門による、納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件に関する監視の結果

- ・以下の表において、当社設備部門と他社との間において実施した手続を「他社手続」、当社設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続を「当社手続」という。

※1

	対象手続		監視の結果
	他社	当社	
アクセスライン	端末回線伝送機能 第2欄又は第6欄イ (加入ダークファイバ(シェアドアクセス方式))	フレッツ光ネクスト (ファミリー・ハイスピードタイプ)(ファミリータイプ) ※1	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日、③(申込日～工事完了日)は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は100%、イ(申込日～提供可能日)は99%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日■、②(申込日～提供可能日)は■日■、③(申込日～工事完了日)は■日■となっている。</p> <p>また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は97%■、イ(申込日～提供可能日)は98%■となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)②(申込日～提供可能日)で当社設備部門の検証を実施した。</p> <p>他社手続は、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日、当社手続は①(申込日</p>

		<p>～回答日)は■日■■■■、②(申込日～提供可能日)は■日■■■■となっているが、申込手續について、工事日即決手續と工事日非即決手續の異なる2つの手續があるため、さらに同じ手續同士で検証を実施した。</p> <p>工事日即決手續については、他社手續は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日となっている。また、他社手續の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は100%、イ(申込日～提供可能日)は100%となっている。</p> <p>当社手續は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日となっている。</p> <p>また、当社手續の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は100%、イ(申込日～提供可能日)は100%となっている。</p> <p>工事日非即決手續については、他社手續は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日、②(申込日～提供可能日)は■日となっている。</p> <p>また、他社手續の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は98%、イ(申込日～提供可能日)は99%となっている。</p> <p>当社手續は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日■■■■、②(申込日～提供可能日)は■日■■■■となっている。</p> <p>また、当社手續の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は75%■■■■、イ(申込日～提供可能日)は77%■■■■となっている。</p> <p>この結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p> <p>※工事日即決手續：申込時に工事日を予約する手續、非即決手續：申込後の提供可能時期回答後に工事日を予約する手續。</p>
<p>端末回線伝送機能 第6欄ア (加入ダークファイ)</p>	<p>フレッツ光ネクスト (ビジネスタイプ)</p>	<p>・他社手續は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日■■■■、②(申込日～提供可能日)は■日■■■■、③(申</p>

<p>バ(シングルスター方式)) ※1</p>		<p>込日～工事完了日)は■■日■■となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は89%■■、イ(申込日～提供可能日)は90%■■となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日、②(申込日～提供可能日)は■■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。</p> <p>また、当社手続の納期遵守率は、ア(申込日～回答日)は89%、イ(申込日～提供可能日)は80%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)②(申込日～提供可能日)で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末回線伝送機能 第4欄(電話重畳するもの) (DSL(ラインシェアリング))</p>	<p>フレッツ・ADSL (利用回線型)</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は1日、③(申込日～工事完了日)は10日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は0日、③(申込日～工事完了日)は14日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末回線伝送機能</p>	<p>フレッツ・ADSL</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数に</p>

<p>第4欄(電話重畳しないもの) (DSL(ドライカップ))</p>	<p>(契約者回線型)※1</p>	<p>ついて、①(申込日～回答日)は1日、③(申込日～工事完了日)は18日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は0日■■■■、③(申込日～工事完了日)は31日■■■■となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末回線伝送機能(10項協定によるもの) (電話(ドライカップ))</p>	<p>加入電話・INSネット64</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は1日、③(申込日～工事完了日)は15日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は0日、③(申込日～工事完了日)は14日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①(申込日～回答日)で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末回線伝送機能 第3欄 (接続専用線)※1</p>	<p>一般専用サービス、高速デジタル伝送サービス、ATM専用サービス</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日■■■■、③(申込日～工事完了日)は■■日■■■■となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■日、③(申込日～工事完了日)は■■日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③(申込日～工事完了日)は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様</p>

		<p>様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末回線伝送機能 第8欄 （メガデータネット） ※1</p>	<p>メガデータネット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日■■■、③（申込日～工事完了日）は■■■日■■■となっている。 ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>端末回線伝送機能 第9欄 （NGNイーサ）</p>	<p>端末回線伝送機能 第9欄に相当する当社サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、■■■■■
<p>端末回線伝送機能 第5欄 （ISM折返し機能）</p>	<p>フレッツ・ISDN</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。
<p>端末回線伝送機能 第7欄 （INSキャリアズレート）</p>	<p>INSネット1500</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■■ ・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■■■日、③（申込日～工事完了日）は■■■日となっている。 ・当社手続について、接続約款の規定に準ずるものであることを確認した。

	<p>端末回線伝送機能 第1欄 (PHS基地局回線)</p>	<p>端末回線伝送機能 第1欄に相当する当 社サービス</p>	<p>・他社手続は、 ・当社手続は、</p>
<p>コアネットワーク</p>	<p>優先接続機能</p>	<p>マイライン</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は4日となっている。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は4日となっている。</p> <p>・他社手続と当社手続について、当社設備部門の検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
	<p>一般番号ポータビリティ実現機能</p>	<p>一般番号ポータビリティ実現機能</p>	<p>〔加入電話⇒他社〕</p> <p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日、③（申込日～工事完了日）は日となっている。</p> <p>〔ひかり電話⇒他社〕</p> <p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日、③（申込日～工事完了日）は日となっている。</p> <p>〔他社⇒他社〕</p> <p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日、③（申込日～工事完了日）は日となっている。</p> <p>〔加入電話⇒ひかり電話〕</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日、③（申込日～工事完了日）は日となっている。</p> <p>〔他社⇒ひかり電話〕</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は日、③（申込日～工事完了日）は日となっている。</p>

		<p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）</p>	<p>一般光信号中継伝送機能 （中継ダークファイバ）</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は100%、イ（申込日～提供可能日）は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日、②（申込日～提供可能日）は■日、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。</p> <p>また、当社手続の納期遵守率は、ア（申込日～回答日）は100%、イ（申込日～提供可能日）は99%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。</p> <p>・他社手続と当社手続について、③（申込日～工事完了日）は他社又は当社設備部門以外の部門のお客様対応の日数が含まれているため、①（申込日～回答日）②（申込日～提供可能日）で検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。</p>
<p>端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機</p>	<p>端末系交換機能（優先接続機能及び一般番号ポータビリティ実現機能を除く）・加入者交換機接続用伝送装置利用機能・市内伝送機能・中継交換機</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③（申込日～工事完了日）は■日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p>

<p>能・中継伝送機能 (GC/IC接続用 伝送路)</p>	<p>能・中継伝送機能 (GC/IC接続用 伝送路)</p>	<p>・当社手続について、 [REDACTED]</p> <p>・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
<p>特別光信号中継伝送 機能(波長分割多重回 線)</p>	<p>特別光信号中継伝送 機能(波長分割多重回 線)</p>	<p>他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は [REDACTED] 日、②(申込日～提供可能日)は [REDACTED] 日、③(申込日～工事完了日)は [REDACTED] 日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、 [REDACTED]</p> <p>・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
<p>特別光信号中継伝送 機能(分波光変換装置 (WDMパッケージ))</p>	<p>特別光信号中継伝送 機能(分波光変換装置 (WDMパッケージ))</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日～工事完了日)は [REDACTED] 日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は100%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p> <p>・当社手続は、 [REDACTED]</p> <p>・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。</p>
<p>光信号局内伝送路 (局内ダークファイ バ)</p>	<p>光信号局内伝送路 (局内ダークファイ バ)</p>	<p>・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、①(申込日～回答日)は [REDACTED] 日、②(申込日～提供可能日)は [REDACTED] 日、③(申込日～工事完了日)は [REDACTED] 日となっている。</p> <p>また、他社手続の納期遵守率について、回答日～工事完了日は85%となっている。</p> <p>手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
事前手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	第11条(事前調査の申込み)及び第13条(事前調査の回答)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は 日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は 日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第21条(接続申込み)に規定する手続	第21条(接続申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①(申込日～回答日(承諾日))は 日となっている。 ・当社手続は、申込から承諾までの平均日数について、①(申込日～回答日(承諾日))は 日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続(GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する手続(GC/IC接続用伝送路及びWDMパッケージを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から工事完了までの平均日数について、③(申込日～工事完了日)は■■■■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率について、個別建設契約締結日～工事完了日は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続について、■■■■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	第30条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、■■■■ ・当社手続は、■■■■
コ ロ ケ ー シ ョ ン	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は10日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■■■■ ・他社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。

管路・とう道	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は69%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	第10条の13(電柱添架の申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続について、■ ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。
電柱添架	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、実績が無かった。 ・当社手続について、実績が無かった。
	第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第2項に規定する手続	第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第2項に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、実績が無かった。 ・当社手続について、実績が無かった。
	第99条の2(通信用)	第99条の2(通信用)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結
ホームページ開示(無償)	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	第9条(当社の接続対象地域)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	第10条の3第8項(相互接続点の調査及び設置申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、実績が無かった。 ・当社手続について、実績が無かった。
	第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第2項に規定する手続	第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第2項に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、実績が無かった。 ・当社手続について、実績が無かった。
	第99条の2(通信用)	第99条の2(通信用)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結




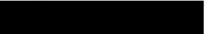





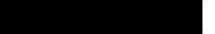


	建物の空き情報等の提供)に規定する手続	建物の空き情報等の提供)に規定する手続	果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の4(DSL回線との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の7(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	第99条の8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
	第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	第99条の10(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)に規定する手続	・他社手続について、実績が無かった。 ・当社手続について、実績が無かった。
	第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	第99条の11(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)に規定する手続	・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、ホームページにおいて他社・自社同様に開示しており、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
個別開示(有償)	第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	第10条の2(事前照会)第2項第1号に規定する手続 (接続に必要な接続申込者の伝送装置又はケーブルその他の装置等を設置することが可能な場所の位置及び寸法)	・他社手続について、 ・当社手続について、
	第10条の2(事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整)	第10条の2(事前照会)第2項第2号に規定する手続 (電力設備、空気調整)	・他社手続について、 ・当社手続について、

設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)	設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備に係る情報)	
第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)	第10条の2(事前照会)第2項第3号に規定する手続 (MDFの位置、MDFの全端子数及び未利用端子数並びに光主配線盤の位置、光主配線盤の全端子数及び未利用端子数)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する手続 (当社の通信用建物内に相互接続点を設置することの可否)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	第10条の2(事前照会)第2項第5号に規定する手続 (光回線設備の全芯線数及び未利用芯線数)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	第10条の2(事前照会)第2項第6号に規定する手続 (光信号端末回線を敷設するために用いる伝送路設備の終端する箇所の位置)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)	第10条の2(事前照会)第2項第7号に規定する手続 (光ファイバ化された電話番号のうちメタル回線への変更の可否)	・他社手続について、 ・当社手続について、
第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の	第10条の2(事前照会)第2項第8号に規定する手続 (光信号端末回線の	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日~回

		あることを確認した。
第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続	第34条の8(一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査)及び第34条の9(異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■ ・当社手続について、■■■■■
第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続	第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は84%となっている。手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日となっている。また、他社手続の納期遵守率は、①(申込日～回答日)は18%となっている。手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続	第52条(協定事業者の切分責任等)第3項に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■ ・当社手続について、■■■■■
第68条第1項第24号に規定する同一番号移転可否情報調査	第68条第1項第24号に規定する同一番号移転可否情報調査	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日～回答日)は■■■■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
第68条第1項第3	第68条第1項第3	・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、

<p>0号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査</p>	<p>0号に規定する端末回線ごとの線路条件及び収容状況に係る情報調査</p>	<p>て、①（申込日～回答日）は■日となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>	<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項に規定する手続（DSL回線ごとの線路条件等に関する調査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、他社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定どおり実施されていることを確認した。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①（申込日～回答日）は■日となっている。 また、当社手続の納期遵守率は、①（申込日～回答日）は100%となっている。 手続の実施の経緯及び接続の条件ともに、接続約款の規定に準じて実施されていることを確認した。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（き線点情報に関する調査）</p>	<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項に規定する手続（き線点情報に関する調査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■ ・当社手続について、■■■■■
<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）</p>	<p>第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項に規定する手続（き線点換算線路長に関する調査）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、■■■■■ ・当社手続について、■■■■■

<p>第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査</p>	<p>第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項に規定する手続メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否に関する調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、XXXXXXXXXX ・当社手続について、XXXXXXXXXX
<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)</p>	<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第1項に規定する手続(光回線設備の伝送損失及び経過年数調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、XXXXXXXXXX ・当社手続について、XXXXXXXXXX
<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)</p>	<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第2項に規定する手続(光信号端末回線の概算提供可能時期に関する調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)はXXXX日となっている。 ・当社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)はXXXX日となっている。 ・他社手続と当社手続について、検証を実施した結果、接続約款の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認した。
<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第1号に規定する手続(配線ブロック調査)</p>	<p>第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第1号に規定する手続(配線ブロック調査)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)はXXXX日となっている。 ・当社手続について、XXXXXXXXXX ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第2号に規定する手続(収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査)	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第2号に規定する手続(収容局ごとの光配線区画の外縁電柱等設備に係る情報の調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、 ・当社手続について、
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第3号に規定する手続(光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査)	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第3項第3号に規定する手続(光配線区画ごとの加入電話等敷設数の調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、 ・当社手続について、
	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)	第99条の6(光回線設備等に係る情報の提供)第4項に規定する手続(中継ダークファイバの未利用芯線がない区間における代替区間等に関する情報調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、 ・当社手続について、
個別開示(無償)	第99条の9(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)に規定する手続	第99条の9(宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、 ・当社手続について、
	第99条の12(電柱所有に係る情報の提供)に規定する手続	第99条の12(電柱所有に係る情報の提供)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続について、 ・当社手続について、
個別開示(有償)	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)に規定する手続	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)に規定する手続	<ul style="list-style-type: none"> ・他社手続は、申込から回答までの平均日数について、①(申込日~回答日)は日となっている。 ・当社手続について、 ・他社手続について、接続約款の規定によるものであることを確認した。

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT東日本-南関東

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数: ■■■■、ゲート数: ■■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H27.11.17~H28.2.29
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.9.1~H27.11.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.27~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT東日本-関信越

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H27.12.11
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.9.1~H27.11.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.27~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT東日本-東北

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数:■■■■、ゲート数:■■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H28.1.8~H28.2.24
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.9.1~H27.11.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.27~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社NTT東日本-北海道

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H26.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数: ■■■ ゲート数: ■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■)	H28.1.29~H28.2.19
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■)	H27.9.1~H27.11.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.27~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数:■■■■ ゲート数:■■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H28.2.8~H28.2.10
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.10.1~H27.12.31
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.27~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:NTTタウンページ株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H27.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数:■、ゲート数:■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■)	H28.1.15
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■)	H27.9.29~H27.11.13
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.28~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名: エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結: H23.11.30 改定: なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定: H23.11.30 改定: なし
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者: 代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数: ■■■、ゲート数: ■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H28.1.20
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.11.5~H27.11.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.28~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:テルウェル東日本株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:H27.7.1
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:取締役総務人事部長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認※ (居室数:■、ゲート数:■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■)	H27.12.17~H28.2.5
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■)	H27.9.18~H27.12.10
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施※	H27.4.28~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施※	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施※	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況

(省令 第22条の8 3号関連)

社名:株式会社エヌ・ティ・ティ エムイーサービス

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H23.11.30 改定:なし
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H23.11.30
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H23.11.30
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数: ■■■、ゲート数: ■■■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■■■■)	H27.12.11~H28.1.22
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■■■■)	H27.10.26~H27.12.25
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.28~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	

接続関連情報の取扱いについて監督対象子会社に対して行った監督の方法及び実施状況
(省令 第22条の8 3号関連)

社名:NTT印刷株式会社

項目	実施内容	実施時期
接続関連情報に関する合意書 【ル(2)①】	「接続関連情報に関する合意書」の締結	締結:H26.10.1 改定:なし
接続関連情報の適切な取扱いに関する規程 【ル(2)①】	「接続関連情報の適正な取扱いに関する規程」の制定	制定:H26.10.1 改定:なし
接続関連情報を取扱う部門の明確化 【ル(2)②】	接続関連情報を取扱う部門を明確化し、社内規程に明記	H26.10.1
兼務の禁止 【ル(2)③】	接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを確認	H28.3.31
接続関連情報適正利用管理者 【ル(2)④】	接続関連情報適正利用管理者の配置 (接続関連情報適正利用管理者:代表取締役社長)	H26.10.1
居室の分離 【ル(2)⑤】	接続関連情報の取扱いのある部門の入居する室において、電子的認証装置等による入室の管理が実施されていることを確認 (居室数:■、ゲート数:■)	H28.3.31
教育研修の実施 【ル(2)⑥】	接続関連情報に関する集合研修の実施 (■)	H28.1.15
	接続関連情報に関するeラーニングの実施 (■)	H27.9.15~H27.10.30
システム利用権限の管理 【ル(2)⑦】	システム利用権限の付与状況について自主点検を実施	H27.4.28~H27.7.14 H27.7.31~H27.10.16 H27.10.26~H28.1.22 H28.1.29~H28.4.15
接続関連情報の持出し管理 【ル(2)⑧】	持出時に、持出情報の内容、利用目的、及び持出し方法について接続関連情報適正利用補助者の承認を得ていることについて自主点検を実施	
委託先管理 【ル(2)⑨】	委託先との契約において、ルールに則って秘密保持契約が盛り込まれていることについて自主点検を実施	